

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年1月24日
【会社名】	株式会社T O K A Iホールディングス
【英訳名】	TOKAI Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴田 勝彦
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社ザ・トーカイ 取締役 専務執行役員 村田 孝文 株式会社ビック東海 常務取締役管理本部長 小澤 博之
【最寄りの連絡場所】	株式会社ザ・トーカイ 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 株式会社ビック東海 東京都千代田区岩本町二丁目14番2号
【電話番号】	株式会社ザ・トーカイ 054(254)8181番(代表) 株式会社ビック東海 (03)5687-3109
【事務連絡者氏名】	株式会社ザ・トーカイ 取締役 専務執行役員 村田 孝文 株式会社ビック東海 常務取締役管理本部長 小澤 博之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	32,120,193,557円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社ザ・トーカイ(以下「T O K A I」といいます。)及び株式会社ビック東海(以下「ビック東海」といいます。)の平成22年9月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年1月21日に開催されたT O K A I及びビック東海の臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと等に伴い、平成23年1月6日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、また、両社の臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 1 組織再編成の目的等

##### 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

###### 提出会社の企業集団の概要

##### 3 組織再編成に係る契約

##### 1 株式移転計画の内容の概要

##### 7 組織再編成に関する手続

##### 2 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

###### 臨時報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	155,222,767株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

(注) 1 T O K A Iの発行済株式総数75,750,394株(平成22年9月末時点)及びビック東海の発行済株式総数39,682,800株(平成22年9月末時点)に基づいて記載しており、実際に共同持株会社たる株式会社T O K A Iホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。

- 2 普通株式は、平成22年11月18日に開催されたT O K A I及びビック東海両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)及び平成22年12月17日に開催されたT O K A I及びビック東海両社の取締役会の決議(株式移転計画の一部変更)、並びに平成23年1月21日に開催予定のT O K A I及びビック東海両社の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	155,222,767株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

(注) 1 T O K A Iの発行済株式総数75,750,394株(平成22年9月末時点)及びビック東海の発行済株式総数39,682,800株(平成22年9月末時点)に基づいて記載しており、実際に共同持株会社たる株式会社T O K A Iホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。

- 2 普通株式は、平成22年11月18日に開催されたT O K A I及びビック東海両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)及び平成22年12月17日に開催されたT O K A I及びビック東海両社の取締役会の決議(株式移転計画の一部変更)、並びに平成23年1月21日に開催されたT O K A I及びビック東海両社の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

(後略)

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

###### 提出会社の企業集団の概要

###### (訂正前)

当社とT O K A I及びビック東海の様況は以下のとおりです。

T O K A I及びビック東海は、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成23年4月1日（予定）を期して、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（後略）

###### (訂正後)

当社とT O K A I及びビック東海の様況は以下のとおりです。

T O K A I及びビック東海は、平成23年4月1日（予定）を期して、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（後略）

#### 3【組織再編成に係る契約】

##### 1．株式移転計画の内容の概要

###### (訂正前)

T O K A I及びビック東海は、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成23年4月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、T O K A I及びビック東海を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成22年11月18日開催の両社の取締役会において、株式移転計画を作成いたしました（以下、「本株式移転計画」といいます。）。さらに、平成22年12月17日開催の両社の取締役会において、本株式移転計画の一部を変更する株式移転計画書の変更計画書を決議いたしました。

本株式移転計画に基づき、T O K A Iの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、ビック東海の普通株式1株に対して当社の普通株式2.3株をそれぞれ割当て交付します。本移転計画においては、平成23年1月21日に開催されるT O K A I及びビック東海両社の臨時株主総会において、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

###### (訂正後)

T O K A I及びビック東海は、平成23年4月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、T O K A I及びビック東海を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成22年11月18日開催の両社の取締役会において、株式移転計画を作成いたしました（以下、「本株式移転計画」といいます。）。さらに、平成22年12月17日開催の両社の取締役会において、本株式移転計画の一部を変更する株式移転計画書の変更計画書を決議いたしました。

本株式移転計画に基づき、T O K A Iの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、ビック東海の普通株式1株に対して当社の普通株式2.3株をそれぞれ割当て交付します。本移転計画においては、平成23年1月21日に開催されるT O K A I及びビック東海両社の臨時株主総会において、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

## 7【組織再編成に関する手続】

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

（訂正前）

株式移転決議取締役会（両社） 平成22年11月18日（木）  
株主総会基準日公告日（両社） 平成22年11月19日（金）  
臨時株主総会基準日（両社） 平成22年12月6日（月）  
株式移転計画承認臨時株主総会（両社） 平成23年1月21日（金）（予定）  
上場廃止日（両社） 平成23年3月29日（火）（予定）  
当社設立登記日（効力発生日） 平成23年4月1日（金）（予定）  
当社株式上場日 平成23年4月1日（金）（予定）  
（後略）

（訂正後）

株式移転決議取締役会（両社） 平成22年11月18日（木）  
株主総会基準日公告日（両社） 平成22年11月19日（金）  
臨時株主総会基準日（両社） 平成22年12月6日（月）  
株式移転計画承認臨時株主総会（両社） 平成23年1月21日（金）  
上場廃止日（両社） 平成23年3月29日（火）（予定）  
当社設立登記日（効力発生日） 平成23年4月1日（金）（予定）  
当社株式上場日 平成23年4月1日（金）（予定）  
（後略）

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

平成22年11月18日 T O K A I及びビック東海は、臨時株主総会の承認を前提として、取締役会において承認のうえ、「株式移転計画書」を作成  
平成23年1月21日 T O K A I及びビック東海の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議（予定）  
平成23年4月1日 T O K A I及びビック東海が株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）  
（後略）

（訂正後）

平成22年11月18日 T O K A I及びビック東海は、臨時株主総会の承認を前提として、取締役会において承認のうえ、「株式移転計画書」を作成  
平成23年1月21日 T O K A I及びビック東海の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決  
平成23年4月1日 T O K A I及びビック東海が株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）  
（後略）

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【臨時報告書】

#### (訂正前)

##### T O K A I

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年1月6日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成22年6月30日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月18日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年12月20日関東財務局長に提出。

##### ビック東海

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年1月6日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月18日東海財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月29日東海財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年12月20日東海財務局長に提出。

#### (訂正後)

##### T O K A I

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成23年1月24日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成22年6月30日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月18日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年12月20日関東財務局長に提出。
- (d) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成23年1月24日関東財務局長に提出。

##### ビック東海

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成23年1月24日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月18日東海財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月29日東海財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年12月20日東海財務局長に提出。
- (d) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成23年1月24日東海財務局長に提出。